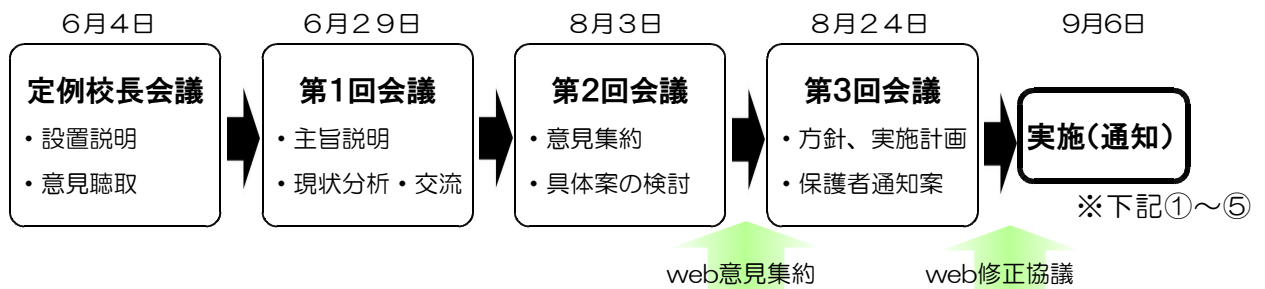


平成28年度の状況と取組

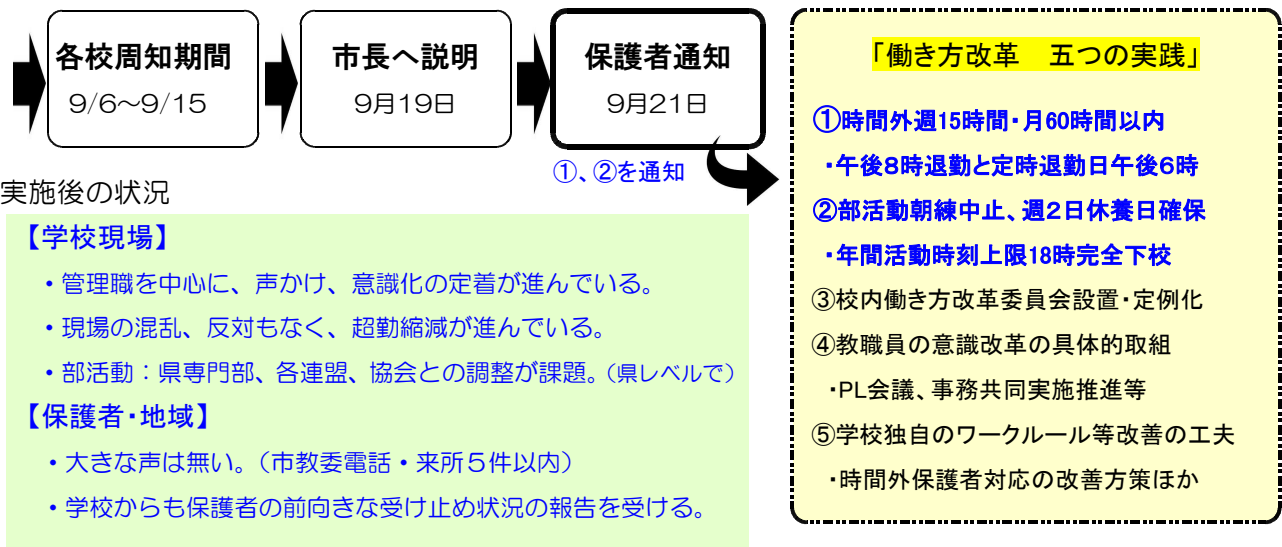
- * 時間外勤務実態調査(自己申告方式) 9月、10月、2月 → 長時間勤務者の把握、業務改善啓発
- * 時間外100時間以上中学校で3割、休日部活等の実態からの業務改善への提案・意見聴取→校長・教頭会議

平成29年度の状況と取組

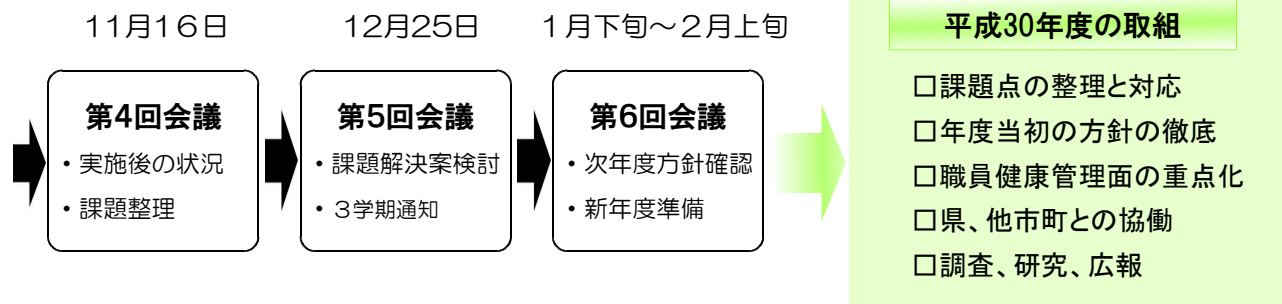
■ 「東近江市教職員業務改善・働き方改革検討会議」の立ち上げ。起案5月→第1回6月～現在
(校長代表4名、教頭代表2名、主幹教諭代表1名、教諭代表3名、事務職代表1名 事務局4名)



■ 9月6日付け市内教職員一斉配付「働き方改革の実施について」



■ 今後の取組継続計画



市内教職員一人一人が心身共に健康で、意欲を持って働くことができ、ひいては市内各校の教育の質の向上につながることをめざし、次年度以降も取り組んでいく。

東近江市立小・中学校保護者の皆様

東近江市教育委員会教育長 藤田 善久

東近江市教職員「働き方改革」の実施について

日頃は、東近江市の教育活動全般に厚い御理解と御支援をいただき誠にありがとうございます。

昨今、「働き方改革」に関する報道をメディアで頻繁に見かけるようになりました。

本市が実施しました小・中学校教職員の時間外勤務調査(H29.6月)では、小学校が平均67時間、中学校が平均80時間という結果でした。このうち、(※)月80時間以上の時間外勤務者が、小学校全教職員の31%、中学校全教職員では50%を占めており、とりわけ中学校では100時間を超える教職員が33%にのぼり、学校現場の日常の状況は非常に深刻です。

市内教職員一人一人が、時間的にも精神的にもゆとりをもって教育活動に取り組むことが、より多く子ども達とかかわる時間と、教材研究や学級経営の工夫をする時間を創り出すこととなり、本市の教育水準の向上に繋がるものと捉え、この度、東近江市教職員「働き方改革」を実施します。

保護者の皆様方には、何とぞ、趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

※) 月80時間以上の時間外勤務・・・厚生労働省の「過労死」認定基準

記

東近江市教育委員会として、教職員の超過勤務時間2割削減の目標を掲げ、その目標達成のために下記の対応をとります。

■学校業務全般について

(1) 定時退勤時刻以降、すみやかな退勤に努めます。

職員勤務時間	小学校①午前8時20分～午後4時50分（一部②の学校もあります） 中学校②午前8時15分～午後4時45分
--------	---

(2) 時間外の電話・来校については、その場で担任や担当者につながらない場合もありますので、御理解と御協力をお願いします。（時間の必要な案件は、事前に日時を調整ください。）

■中学校の部活動指導について

(1) 秋季中体連大会終了後、本年10月23日（月）以降、早朝練習は実施しません。

(2) 平日休養日を一日単位で設けます。

(3) 土曜日、日曜日に部活動を行う場合、何れか一日を終日休養日とします。

(4) 年間活動時刻の上限を午後5時45分終了 午後6時完全下校とします。

※改革を実効性あるものにするため、原則例外規定は設けていません。

※年度途中でもあり、必要に応じて団体(連盟・協会等)や各学校と調整・協議をすすめながら実施してまいります。